

変える!



代表質問に登壇!!

かながわ民進党

うらみち健一

うらみち健一プロフィール

1968年(昭和43年)
11月26日生まれ。
2015年(平成27年)4月
神奈川県議会議員選挙
二期目当選。

＝政治信条＝
政治は人の幸せを調整する仕事。
その為には、まず街を歩いて本当
の弱者を知らなければならない。

【所属委員会】
産業労働常任委員会 委員長
安全安心推進特別委員会
民進党県議団
政務調査会 筆頭副会長

季刊うらみち健一
二〇一六年秋号



平成28年第二回定例会に
おいて、民進党県議団を代
表し代表質問に登壇致しま
した。

県民の方から自転車が必要な
い・恐いとお聞きしますが、
私も常日頃、歩道を猛スピ
ードで走行、信号無視や逆
走等、危険な自転車を目に
します。これから迎える高
齢社会において、歩行者に
対しこれまで以上に危険が
増加していくものと思われ
自転車に関係する交通事故
において高額な賠償命令が
出るケースが多いことから
自転車損害賠償保険加入の
義務化を質問しました。

自転車損害賠償保険 加入の義務化について

(問)

昨年、自転車損害賠償保
険の加入を義務付けた条例
を制定した他県の状況など
その効果について研究して
いくとのことであった。

そこで、県では、自転車損
害賠償保険への加入の義務
化を含め、どのように取り
組んで行こうとしているの
か。

自転車のルール違反によ
る事故多発を巡り、全国で
損害賠償保険加入を義務付
ける動きが出ていることに
ついて、黒岩知事は「義務
化を条例化した他府県の調
査や研究をする」とした上
で、「自転車の安全利用の
促進に幅広く取り組むた
め、県や県警、交通関係や
自転車販売利用、損害保険
などの団体で構成する検討
体制を年内に立ち上げる」
との考えを示した。

【2016年6月3日掲載 神奈川新聞】

(知事)

自転車に関係する交通事
故において高額な賠償を命
じられるケースが散見され、
兵庫県だけでなく大阪府、
滋賀県でも施行予定である。
県では、条例化された府県
における保険の加入状況、
事故の発生状況等、基礎的

調査を進め、条例制定の効
果について引き続き、研究
していく。

最近では地球温暖化の影響
で、各地でゲリラ豪雨が発
生し多くの方が避難されて
います。学校は敷地の広さ
から地域の避難場所に指定
されていることが多いにも
関わらず、学校自体が土砂
災害警戒区域に指定されて
いるケースがあります。災
害発生時には敷地内だけで
なく、周辺地域にも影響を
及ぼす危険性があることか
ら、県立学校における土砂
災害対策について質問しま
した。

県立学校における土砂 災害対策について

(問)

県立学校においても校舎
等の耐震化だけでなく、土
砂災害対策を進めていくこ
とも必要である。災害発生
時には、県立学校の敷地だ

けでなく、周辺地域にもその影響が及ぶことを考えれば、児童・生徒の命とともに、地域住民の命を守るという観点も重要である。そこで、敷地内に土砂災害警戒区域がかかっている学校は何校あり、これまで土砂災害対策についてどのような対策を図っているのか、また、今後どのように取組を進めていこうと考えているのか。

(教育長)

これまでの対策として、擁壁の補強等の工事を行ってきた。敷地が警戒区域内に指定されている県立学校は、一七二校中五七校。今後は、警戒区域にある全ての県立学校において、学校職員が定期的に点検を行い、落

石等の危険な兆候が見られる場合、早急に専門的な調査を実施し、対策工事を行うっていく。

県内公立校の3割

土砂災害警戒区域

定期点検、対策工事も

桐谷次郎教育長は2日、敷地が土砂災害警戒区域に指定されている県内の公立学校は全校の約3割に上ると明らかにした。市町村立学校1354校のうち389校、県立学校172校のうち57校が該当する(いずれも2015年度末)。同日開かれた県議会本会議で、かながわ民進党の浦道健一氏(横浜市港南区)の

代表質問に答えた。

桐谷教育長は、県立校の敷地内の危険箇所には擁壁の補強など必要な対策工事を施し、周知も図っているとした上で、今後は「学校職員が定期的に点検し、危険な兆候があれば調査した上で対策工事を行う」と答弁。主に地震や津波を想定した地図上の災害訓練も県立校では行っているとして「今後は訓練対象に台風や大雨を想定した土砂災害を加えることで生徒や教職員の防災意識を高めていく」と述べた。

【2016年6月3日
掲載神奈川新聞】

県民相談の中で、障がいをお持ちの方から、県営住宅への入居に関し相談され、身体障がい者向け住宅は、障がいをお持ちの方に提供されるべき住宅であるにも関わらず、健常者に提供されている実態があります。本来の目的に沿って提供するためにも入居管理を厳正化していくべきと考え、県営住宅における身体障がい者向け住宅の入居管理の厳正化について質問しました。

県営住宅における身体障がい者向け住宅の入居管理の厳正化について

(問)

身体障がい者向けに整備した世帯用住宅四〇二戸に対し、身体障がい者の家族がいなくなつた後もそのまま住み続けている住宅が七八戸あり、世帯の転居等、抜本的な取組みがなされず、

入居を希望する身体障がい者への確に提供できない状態となっており、本来の目的に沿って身体障がい者の方がいる世帯に提供されるべきである。そこで、**県営住宅において、身体障がい者向け住宅の入居管理を厳正化していくことが必要と考えるが、所見を伺う。**

(知事)

入居時に、障がい者ご本人が引越しされたり、お亡くなりなつた場合、転居して頂くことはご理解頂いているが、引越し費用の負担・転居先が見つからない等の事情で、住み続けられている世帯がある。しかしながら、本来の目的に沿って的確に供給することは、重要だと認識している。
よって今後は、**近隣団地も含め移転先を斡旋するなど転居を促す仕組みを整え、目的に沿った入居管理に取り組んでいく。**